

○国家公安委員会告示第十号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年六月七日

国家公安委員会委員長 山本 順三

アル・カーイダ/ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称 イラクとシバント地方のイスラム国ホラサン（ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT-KHORASAN（ISIL-K））

別名 (a)ISILホラサン（ISIL KHORASAN） (b)イスラム国のホラサン州（ISLAMIC STATE S KHORASAN PROVINCE） (c)ISISホラサン州（ISIS WILAYAT KHORASAN） (d)ISILの南

アジア支部（ISIL S SOUTH ASIA BRANCH） (e)ISILに属する南アジア支部（SOUTH ASIAN CHAPTER OF ISIL）

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2019年5月14日

名簿記載者公告番号 QE-85

その他参考となるべき事項 イラクとシバント地方のイスラム国ホラサン（ISIL-K）は、2015年1月10日にバグダッド・タリバーン運動（QE-56）のかつての司令官により組織され、イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているイラクとシバント地方のイスラム国（ISIL）に忠誠を誓ったかつてのタリバーン派司令官らにより設立された。ISIL-Kは、アフガニスタン及びパキスタンでの複数の攻撃に関する犯行声明を出した。同団体に対するインターネット（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/How-we-work/Notices-View-UN-Notices-Finities>

○国家公安委員会告示第十一号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和元年六月七日

国家公安委員会委員長 山本 順三

氏名 ネジーム・ベン・モハメド・アッシエローフ・ベン・モハメド・キレフ・アッサアデク (NESSIM BEN MOHAMED AL-CHERIF BEN MOHAMED SALEH AL-SADI)
名簿に記載された年月日 2003年11月12日 (2005年12月20日、2006年7月31日、2007年12月21日、2009年6月3日及び2011年5月16日に改訂)
名簿記載者公告番号 Q1-74